

嘉手納町財政と基地対策

桜井良治

はじめに

沖縄の幹線道路である国道58号線に沿って嘉手納町を通るたびに誰しもが感じることは、道路ぎわまで広大な米軍基地がおおいかぶさっていて、市街地がどこにあるのか判別しにくいことである。「基地の中に町がある」という表現が、まことに適切な町である。嘉手納町は、町域の8割以上を米軍基地が占めるという点で、日本の市町村の中でも、最も特異な位置を占めている。利用可能な町域があまりにも狭いために、基地以外の公共的な土地利用が極めて困難な状況に置かれている。

本論文では、沖縄県にあり極東最大の米軍基地を有する嘉手納町のリゾート開発を含めた基地跡地利用問題と軍事基地に影響された財政の現状について、分析したい。

嘉手納町は沖縄本島の中部に位置し、東支那海に面する海岸線沿いにある。那覇より北へ約23キロメートルの地点にある人口14,000人余りの町である。沖縄本島の交通の要衝に位置し、戦前は中頭郡における教育、文化、経済の中心地として発展した。第2次大戦における沖縄本島最初の米軍上陸地点となり、灰じんと化した歴史もある。戦後は町域の83パーセントが米軍基地に占められている。今なお、昼夜をとわず基地から発生する爆音等、幾多の基地被害を被っている¹⁾。

反面、基地の見返りとしての社会資本の整備は進んでいる。基地対策予算による下水道整備や様々な公共施設の建設といった面で、公共施設だけは、他の市町村と比べて極めて充実している点は否定できない。例えば、公共下水道の整備は、昭和62年には、管渠整備率で99%、水洗化率では87.2%と、流域市町村中トップの整備率となっている。

しかし、道路の整備等の都市計画や土地利用の面では、軍事基地の存在が公共的な土地利用の障害となるなど、様々な独自の問題をかかえている。ようやく近年、軍事基地の返還と跡地利用計画が、クローズアップされてきたところである。

財政の面では、広大な基地の存在のために、地方税の多くを徴収することができないという特異な状況に置かれている。通常の課税方式では、広大な滑走路が占有する土地に対して、市町村財政の基幹税目である固定資産税をほとんど徴収することができない。とりわけ、固定資産税についての基地に特有の取扱が、注目されるところである。

軍事基地が広大な面積を占める嘉手納町では、固定資産税を徴収できない土地に対して、それに代わる財源補填措置が、国によって実施されている。国が所有する固定資産のうち、米軍や自衛隊に使用されているものについては、嘉手納町に対して、「基地交付金」が交付されている。しかし、嘉手納町は、飛行場が大きいため、建物についての固定資産税の算入額が少なく算定されているという特徴がある。

他方、住民税、電気税、ガス税の非課税の影響も受ける米軍資産については、米軍資産に係る税制上の特例措置等に配慮して、「調整交付金」が交付されている。

広大な基地の存在によって町の発展が阻害されていることや近年の基地被害の大きさを考慮すると、これらの交付金をもってしても、十分な財源補填措置が講じられているといえるかどうかは、大いに疑問である。

軍事基地の跡地利用の面では、小規模ながら、現在米軍が使用している嘉手納マリーナの返還後の跡地利用問題が注目されるところである。目下、米軍の使用するヨットハーバーを核とするリゾート基地を目指す跡地利用計画の策定が進行中である。

第1章 嘉手納基地の現状と跡地利用

I. 嘉手納基地の全体像

太平洋地域最大の米軍基地である嘉手納基地の中心となる嘉手納飛行場は、嘉手納町、沖縄市、北谷町にまたがっている。嘉手納空港全体では、面積1,998haという広大な敷地を占有している。嘉手納町には、嘉手納空港の半分弱の

885 ha が属している。

嘉手納空港の大きさは、東京国際空港（羽田）の第2期計画（平成5年9月供用）までの達成面積 894 ha の2倍以上、関西国際空港第1期計画（平成6年9月開港）511 ha の約4倍の規模に相当する²⁾。

第1表 嘉手納飛行場の土地所有区分

市町村名	国有地 (ha)	県有地 (ha)	市町村有地 (ha)	私有地 (ha)	計 (ha)	地主数 (人)
沖縄市	34.6	0.2	2.1	709.1	746.0	—
嘉手納町	85.2	3.5	60.3	736.3	885.3	—
北谷町	11.0	0.6	6.7	347.5	365.9	—
那覇市	0	—	—	0.5	0.5	—
計	130.9	4.3	69.1	1,793.4	1,997.7	6,198

資料：沖縄の米軍及び自衛隊基地（平成3年）

（注）『嘉手納町土地利用基本計画』（平成5年7月）30ページによる

嘉手納空港全体の所有主体別の内訳を見ると、私有地が736 ha(83%)、国有地が85 ha(9.6%)、市町村有地が61 ha(7%)、県有地が4 ha(0.4%)となっている。圧倒的に私有地の占める割合が高い。

平成元年の時点では、総地主数は5,889人（平成元年3月31日現在）、年間賃料は128億9,600万円にのぼっている。一人あたりの平均賃料は、219万円の計算になる³⁾。

平成3年3月31日の時点では、地主数は6,198人を数えている。また、年間賃料は140億9,700万円にのぼっている。ひとりあたり平均賃料は、227万円の計算になる⁴⁾。

他方、空港と関連したもう一つの巨大軍用施設である嘉手納弾薬庫は、恩納村、石川市、具志川市、読谷村、嘉手納町、沖縄市にまたがる面積2,884 haの施設である。地主数は3,030人（平成元年3月31日現在）、年間賃料は50億9,300万円（昭和63年）にのぼっている。ひとりあたり、平均168万円の計算になる⁵⁾。

不在地主も多くいるので、これらの民間の賃貸料収入がそのまま嘉手納町の

経済に循環しているわけではない。面積の小さい嘉手納町には産業が乏しいこともあり、地主が居住しているとしても、賃貸料収入を還流させることは容易ではない。この資金をいかにして嘉手納町の経済発展に生かすことができるかが、今後の重要な課題となっている。

これらの地主の基地収入は、すでに生活費として組み込まれている面が強い。そのため、基地の返還が無計画に一方的になされた場合、かえって生活に支障をきたすという面も無視できない。このことが、基地返還運動の妨げになっている。

II. 基地の跡地利用の経過と現状

(1) 基地の跡地返還の経緯

基地の返還については、昭和51年以降、約276,000平方メートルの返還および共同使用が実現している。これらの土地はすでに、跡地利用計画に基づいて、農用地、環境美化センター、運動公園、墓地公園、生活道路、庁舎、町民会館、中央駐車場用地として、利用されている⁶⁾。現在の立派に整備された公共施設の多くは、基地の返還跡地に立地するものである。

嘉手納町では、買上げられた基地周辺の国有地、基地の一部共用使用および返還跡地を生活環境や公共施設の整備、地域産業の振興に活用するなど、可能な限り、土地の効率的利用を図っている。

例えば、嘉手納基地周辺(嘉手納町)には、基地周辺整備法第5条に基づいて、民家(土地を含む)の移転、買収によって、国有地(防衛施設庁所管)が約8,000平方メートル散在している。現在、この国有地には、緑地緩衝地帯として植栽が施されている。その一部は、地域住民のコミュニティーの場、老人の健康増進の場として、ゲートボール場(東区)として、利用されている。

米軍基地の一部共用使用については、日米地位協定第2条に、米軍が一時的に使用していない時には日本国民が使用できることが、明記されている。嘉手納町では、公共用地の取得難から、国の許可を得て、すでに90,838平方メートルが共同用地として、中央駐車場、行政センター駐車場(道路を含む)、久得霊園(葬儀場を含む)、久得酪農施設(洋らん、養豚)などの施設整備に供され、町民の生活や産業の振興に寄与している⁷⁾。

住民居住地が狭いので、土地取得難にあえぐ嘉手納町にとって、基地の返還による用地の確保は、町政の重要課題である。これまでに返還された施設区域

嘉手納町財政と基地対策

をみると、昭和36年8月に嘉手納飛行場の一部（兼久、水釜、嘉手納地域）約144,000平方メートルが返還されている。昭和56年2月には、陸軍貯油施設（パイプライン）の10,086平方メートルが返還されている。そして51年11月には、嘉手納飛行場及び嘉手納弾薬庫地区（久得地域）の160,040平方メートルが返還されている。前二者は、米軍施設の移設に伴うものである。後者は、家庭・事務所から排出されるゴミの衛生処理施設整備のため、返還要請に応えたものである。

第2表 嘉手納飛行場返還地一覧表（嘉手納町内）

返還年月日	所在地 (嘉手納町)	返還面積 (m ²)	面積内訳 (m ²)	人数	筆数	利用状況
昭和36.8.9	字兼久 字水釜 字嘉手納	139,891	民有地 139,891	—	—	住宅地
昭和51.11.30	字久得	105,570	町有地 104,528 国有地 1,042	1	5	農用地、久得霊園 農作物集出荷場
昭和57.2.28	字嘉手納	589	民有地 588	1	4	嘉手納町軍用地等地主会館
昭和51.5.31	字嘉手納	440	民有地 440	1	4	防衛施設周辺整備協会 沖縄支所
昭和58.3.31	字嘉手納	9,394	町有地 6,400 県有地 2,557 民有地 75 国有地 361	4	36	行政センター (町役場、町民会館、警察署)
昭和59.6.5	字嘉手納	1,298	町有地 1,152 国有地 146	1	4	那覇地方務局 嘉手納出張所
昭和60.9.30	字水釜	23	民有地 23	1	1	
昭和63.3.31	字屋良	4,418	町有地 407 民有地 4,011	2	2	道路、農地
平成元.6.30	字屋良	99	民有地 99	1	1	住宅地
	計	261,722	民有地 145,128 町有地 112,487 国有地 1,549 県有地 2,557	12	8	

(注) 嘉手納町役場『嘉手納町と基地（平成3年3月）』118ページによる

返還後の跡地は、住宅地、道路、そして環境美化センター、町民の家、農用地、農作物集出荷場、配水池、久得霊園及び都市計画道路（久得～牧原線）と

して、利用されている。そのほか、昭和58年3月には、嘉手納飛行場の一部約17,000平方メートルが、行政センター用地(町役場、町民会館、警察署等)として、返還されている⁹⁾。

(2) 基地返還に伴う問題点

米軍基地の返還には、地元の要請に基づく返還と、米軍の都合による一方的返還の二通りがある。国は、いずれにおいても、返還日30日前に契約解除の通知をすればよいことになっている。前者は、地元の土地利用上必要不可欠なもので、跡地利用計画に基づくものである。後者は、一方的な返還である。そのため、返還後は、長期にわたって土地が遊休化し、所有者に多大な経済的損失を与えることになる。このような返還は、地方公共団体にとっても、跡地利用計画が立てにくく、財政面にもかなりの影響を及ぼしている。

嘉手納町では、返還された土地の大半が町有地で、跡地利用計画が策定され、かつ私有地も生活道路(パイプライン)などとして利用されていたため、遊休化することもなく、跡地利用がスムーズに行われてきた。しかし、用地取得など所有者の合意形成に多額の経費を要し、町財政を圧迫する結果になっている。

したがって、基地返還に際して、国は十分な予告期間と事業実施に必要な立入り調査をはじめ、跡地利用計画の策定と有効利用までの適切な補償措置を講じ、土地所有者の経済的損失を防止するとともに、地方公共団体等の実施する跡地利用事業に対して財政的に支援する特別制度の実施が望まれている⁹⁾。

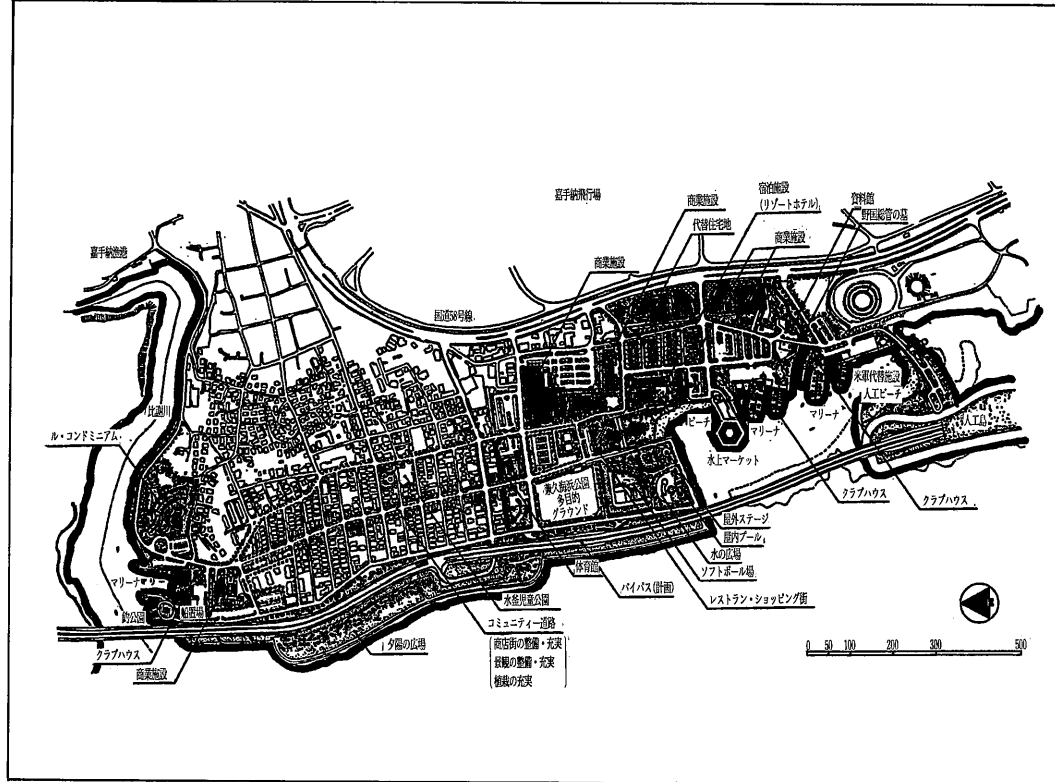
平成7年5月に成立した「軍転法(沖縄駐留軍用地返還特別措置法)」によって、3年間の地代補償が約束され、今後それが拡充される方向にある。しかし、3年後の地代収入の途が途絶えることが、多くの高齢化した民間地主にとって、基地返還にちゅうちょする結果をもたらしていることもまた、事実である。

(3) 嘉手納マリーナの返還構想

① 嘉手納マリーナの建設計画

現在の軍用地返還要請の目玉は、米軍嘉手納マリーナの返還事業である。嘉手納町では、米軍のカテナマリーナの返還を予想したリゾート開発構想を作成している。地主の合意形成を図りながら、21世紀を展望した軍事基地の跡地利用計画を策定中である。同時に、嘉手納町マリーナ地域の返還要請を継続して行っているところである¹⁰⁾。

第1図 嘉手納マリーナ跡地利用予想図



(注) 嘉手納町『嘉手納町ウォーターフロント開発基本構想』5ページによる。

計画範囲は、比謝川河口周辺及び嘉手納バイパス接続用地の一部、兼久海浜公園及び準工業地域、嘉手納マリナー周辺の軍用地等に展開する海域に面した区域を対象とするものである。

嘉手納マリナー周辺には、嘉手納町を象徴する甘薯発祥の地の碑や琉球王朝時代の野国総監の墓がある。その他、平成4年12月には、大規模商業施設「ネーブルカデナ」がオープンしている。比謝川河口周辺は、釣り場として賑わい、海岸線は、ダイビング、ウインドサーフィン、魚釣りなど、人気のスポットとして広く利用されている¹¹⁾。

嘉手納マリナー水域の軍用地の現状回復を前提として、埋立により陸地を確保し、地主の利益になる開発を行うことが、目指されている。そして、水際の実効活用を図るため、公共用地の整備と併せて、民活導入を推進する開発が計画されている。また、南北の開発地区を結ぶコミュニティ道路は、沿線の商業施設の整備を促進するとともに、特色ある地域のまちづくりを目指すものと位置づけられている。

計画の基本方針は、以下のようになっている。①新たにオープンした「ネーブルカデナ」と相乗効果をあげる複合型商業ゾーンを形成する。②地元住民等一般ユーザーやビジターを対象とした公共マリナーを整備する。③地元住民やリゾート客のための公共ビーチを整備する。④米軍のための代替マリナー、ビーチを整備する。⑤既存施設との有機的な連携を図り、ウォーターフロントとしての環境を整備する。⑥河口域の整備と併せて、マリンレジャー施設の導入を図る。⑦拠点開発ゾーンを結ぶ街路の環境整備を図る。

②施設の概要

嘉手納バイパス・橋梁部分と国道58号線にはさまれ、海に展開する複合施設ゾーンが計画されている。水上マーケット、マリナー、人口ビーチを中心としたウォーターフロントエリアとレストラン・ショッピング街、リゾートホテル、商業施設などを配置し、既存の兼久海浜公園、新たにオープンした「ネーブルカデナ」とが結合したシーサイドプラザ・ゾーンを形成するというものである。

比謝川河口域には、地域の特性を生かし、マリナー、船置場、釣り広場等を整備し、宿泊施設としてホテル・コンドミニアムの導入を図るといった内容になっている。

嘉手納マリナーの代替施設として、マリナー、人口ビーチ、クラブハウス等を整備し、隣接するシーサイドプラザ・ゾーンとの連絡道を設け、相互の利便

性を図る計画である。また、嘉手納バイパスの建設により、海側に面した用地を夕日の広場として位置づけ、植栽、園路等の修景整備を図る内容になっている。シーサイドプラザ・ゾーンとリバーサイド・ゾーンを南北に結ぶ地区の主要動線として、既存のコミュニティー道路を再開発することになっている。商店街の整備・充実と併せて、景観、植栽等の周辺環境整備を行うためである¹²⁾。

リゾート開発と併せて、地域全体を整備しようとする計画になっている。最近の沖縄本島における小規模な公共ビーチの開発に多くみられるように、地元民のいこいの場としては、十分な規模である。しかし、ワンセット型の全国一律の開発になっており、本土のリゾート客を呼び寄せるには、地域の特色が十分に発揮されていない感がある。いずれにしても、今後の返還がまたれるところである。

第2章 沖縄県財政と嘉手納町の基地収入

I. 沖縄県財政と基地収入

沖縄県の経済は、従来基地収入とそれに付随した高率補助金に代表される財政移転によって成り立ってきた。沖縄県の平成2年度一般会計歳入をみると、決算総額4,800億円のうち、自主財源は1,100億円(22.9%)、そのうち県税は700億円(14.5%)を占めているにすぎない。依存財源77.1%のうち、地方交付税が34.9%、国庫支出金が30.9%を占めている¹³⁾。

復帰以降の県民総支出をみると、財政支出の割合が、全国に比較してはるかに高い。各々、全国の二倍近い数値を示している。財政支出の中で、とりわけ大きな役割を果たしたのが公共投資である。昭和61年度の沖縄県の行政投資は、全国水準を100とした場合148となり、都道府県中第5位となっている¹⁴⁾。

基地収入は、軍用地地主に対する国から支出される巨額な地代(軍用地料)と基地雇用者の所得に分けられる。1988年の県外受取総額1兆5,833億円のうち、軍関係受取は1,352億円(8.5%)を占めている。軍人・軍属の消費支出522億円、軍雇用者所得385億円、軍用地料443億円を合計したものである。近年では、観光収入2,643億円(16.7%)の方が軍関係受取をはるかに上回っている。しかしこれらの金額も、国庫からの財政への経常移転5,857億円(37%)には遠く及ばない数値となっている¹⁵⁾。財政移転によって沖縄県の経済が支えられていると言っても過言ではない。

琉球大学の仲地博教授によれば、基地関連財源は、市町村有地の貸付による財産運用収入他8種類にのぼる。基地関連財源の歳入総額に占める割合が36%にもおよぶ恩納村を筆頭として、基地依存型の代表的な市町村が多い。基地関連財源のうち、助成交付金(国有の固定資産について)、調整交付金(米軍所有の固定資産について)、財産運用収入が、経常一般財源と位置づけられている。これは、基本的に歳入構造の弾力性をもたらず部分である。財産運用収入は、実質的には基地と運命を共にする依存財源でありながら、財政分析上自主財源として扱われ、自主財源比率を高める作用を持つという矛盾があることが、指摘されている。「基地関連財源に頼るあまり、自主財源を増加させる努力を怠ると、長期的にみた場合悔いを残すことになりかねない」との批判が示されている¹⁶⁾。

民間の収入も含めた軍用地地代については、駒沢大学の石井啓雄教授の詳細な研究がある¹⁷⁾。復帰後の軍用地料は、都市開発によって周辺が宅地化した地域については、「宅地見込み地」として評価されてきた。公示地価のアップ率を基準に引き上げられてきた。復帰直前29.3億円(1万8,987 鎊)であった軍用地料は、復帰によって143.4億円(1万8,810 鎊)に増額されている。1980年には321.7億円(1万7,278 鎊)、1988年には443.8億円(1万7,006 鎊)にまで増額されている¹⁸⁾。県内総生産の2.7%に相当する額である。基地の存続を前提とすれば、地価高騰を背景として、今後も増額が見込まれる。

ただし、東西の冷戦時代の終焉を背景として、軍事基地そのものが縮小傾向にある。軍事基地の返還は、都市的地域も含めて、徐々に進められつつある。昭和63年度の在沖米軍基地は45施設・2万5,027 鎊で、県土面積の11.1%、沖縄本島の19.7%を占めている。所有主体別にみると、国有地7%、公有地17%、私有地76%となっている。復帰時の87施設・2万8,661 鎊に比べると、42施設・3,634 鎊減少している。

基地の跡地利用が大きな課題となりつつある。昭和36年から63年までに返還された軍用地面積は1万161 鎊で、その利用状況は、公共事業用地が3,974 鎊(39%)、保全地及び森林3,382 鎊(33%)、企業・個人利用1,712 鎊(17%)、自衛隊477 鎊(5%)などとなっている¹⁹⁾。

前述の仲地博教授は、三次振計の目玉といわれる最近の基地返還の動向について論じている。復帰直前は、返還された用地の遊休化、軍用地地主の生活の問題としてクローズアップされたが、今日では沖縄の土地問題の解決に期待が

かけられており、道路や下水道の整備、住宅地や公共用地の取得のための活用が課題になっているとしている²⁰⁾。

仲地論文によれば、基地の跡地利用は、現行法の下で特別の財源が得られないこと、地主の合意形成に時間がかかること、必要度が高い土地ではない場合が多い等の理由によって、立ち遅れている。氏は、跡地利用の原則として、土地基本法にもとづく「公共性の原則」等を掲げている²¹⁾。

宮本憲一教授は、米軍が良好な土地を専有し、社会的消費手段への公共投資が本土の30～40%にとどまったことが、あらゆる都市問題を引き起こしたとしている²²⁾。

自立した経済基盤が確立し、産業の受け皿がなければ、基地の返還は軍用地料(官民)及び財政収入面での収入減をもたらすばかりか跡地利用に悩まされ続けることになる。基地の返還を沖縄県経済にとってプラス要因にするための努力が必要とされている。

無計画に建物が林立しかつ喧騒な都市部では、広大な基地が、今後の公共利用が可能な残された稀少な「緑地空間」になっているという一面も否定できない。

沖縄県が置かれていた歴史的経緯や平均所得の低さ等の事情を考慮すると、軍事基地の返還が直ちに財政移転の急減をもたらすことはないかもしれない。しかし、できるだけ早急に、基地収入と財政移転への依存から脱却しうる自立した経済基盤を確立することが、課題となっている。

沖縄大学の高良有政教授は、「基地経済を脱却してから自立経済を築くのではなく、むしろ沖縄で自立経済を強化することによってこそ、基地経済からの脱却が可能になる²³⁾」と指摘している。

II. 嘉手納町財政分析

(1) 嘉手納町財政の概観——歴史と実態——

戦後27年間の米軍の統治下では、基地の存在する市町村に対して、基地交付金等の特別な財源手当がなかった。そのため、基地をかかえる自治体は厳しい財政運営を余儀なくされてきた。一般に、沖縄県の市町村は、社会資本の整備等で大きな立ち遅れがあった。

しかし、沖縄の本土復帰後、沖縄振興開発特別措置法や基地周辺整備法等に基づいて、都市基盤や生活環境等の整備が急ピッチで進められ、本土との格差

法経研究44巻4号(1996年)

も縮まってきた。

嘉手納町でも、基地周辺整備法に基づく障害防止事業(3条)、民生安定整備事業(8条)、特定防衛施設調整交付金(9条)による基地対策事業が進められ、生活環境が整備されてきた。

昭和48年から平成元年度までに実施された基地対策事業は、事業費総額137億円で、そのうち66.4%に相当する91億円が公庫補助金となっている。

そのほか、固定資産税に代わる財源として、国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)と施設等所在市町村調整交付金(調整交付金)がある。昭和47年度から平成元年度にかけて、94億円が交付されている。これを基地対策事業の補助金とあわせると、185億円にのぼっている。

嘉手納町の平成元年度一般会計における国庫支出金のうち、基地関連歳入が11億15,364千円にのぼり、歳入全体の23.4%を占めている。この額は、町税の18.1%を上回っている。しかし、補助率や補助対象範囲という点で、必ずしも十分ではなく、これにともなう町費の負担額もかなりにのぼっている。また、町域の83%を占める広大な基地の存在によって、都市基盤の整備、産業の振興等を妨げられ、徴税等の減収の要因ともなっている。

(2) 嘉手納町の財政構造分析

嘉手納町の財政状況の推移をみると、財政構造の弾力性を判断するための經常収支比率(70~80%が通常)については、昭和58年度75.3%、昭和62年度72.8%と安定的に推移している。財政力指数(1.00に近い方がよい)は昭和58年度の0.38から62年度の0.425へとわずかながら上昇している(県平均0.414)。公債費比率をみると、昭和58年度には19.5%と高い数値を示しているが、起債の繰上償還を行ったため、昭和62年度には16.5%と3ポイントも下がっている。

昭和58年度から62年度にかけて、自主財源と依存財源を対比してみると、平均で34.3対65.7と国庫支出金に頼っている状態である。今後の高齢化、情報化、国際化に備えて、自主財源の確保や国庫支出金の特定財源の確保を図ることが必要とされている。

今後の施策の方向としては、(1)自主財源である町税の収納率の向上と課税客体の補足を徹底するとともに、国・県支出金等の高率補助を選択し、特定財源の積極的活用により財源を確保する。(2)国有提供施設等所在交付金、助成交付

金等の増額要請を行う等の課題があげられている²⁴⁾。

沖縄県総務部地方課『市町村決算状況調(平成2年度)』には、嘉手納町財政の概要が示されている。歳入合計54億円のうち、一般財源22.7億円が42.1%を占めている。しかし、地方交付税12億円が歳入合計の23.0%を占めており、地方税9億円は16.7%を占めているに過ぎない。また、地方交付税の多くが基地対策関係費で占められており、本来の一般財源と呼べるものは少ない。市町村税の内訳をみると、市町村民税所得割4億円が44.7%を占め、固定資産税3億円がそれについて33.8%を占めている。

嘉手納町「平成2年度決算状況」によれば、平成2年度の財政力指数(昭和63～平成2年度)は0.44%、実質収支比率は7.8%、経常一般財源比率は147.1%である。また、公債費負担比率は8.6%、公債費比率は15.8%、起債制限比率は15.1%となっている²⁵⁾。

嘉手納町「基地関係収入決算額の状況(平成3年度決算見込み額)」には、平成3年度に受けた交付金等の状況が示されている²⁶⁾。特定財源を用いる防衛施設周辺環境の整備としては、障害防止工事の助成(3条関係)3,679万円(嘉手納小学校防音事業等)、民生安定施設の助成(8条関係)1億6,078万円(町道79号線改良舗装工事等)、特定防衛施設周辺整備調整交付金(9条関係)2億7,455万円(行政センター道路用地取得事業等)、計4億7,213億円の助成を受けている。

基地収入の根幹をなす一般財源である国有提供施設周辺整備調整交付金(基地交付金)が1億8,863万円、施設等所在市町村調整交付金(調整交付金)が4億9,469万円に達している。

以上の基地関係交付金に、財産運用収入(基地関係のみ)2億1,312万円、施設区域取得事務委託金等90万円を合計すると、総計で13億6,948万円にのぼっている²⁷⁾。

嘉手納町「平成4年度決算状況」によれば、平成4年度の財政力指数(平成2～4年度)は0.382に下がっている。実質収支比率も5.9%に下がっている。経常一般財源比率も142.0%へとやや減少している。公債費比率は15.4%へと低下している。起債制限比率も14.8%へと低下している²⁸⁾。

平成4年度の歳入合計63億1,566万円に占める一般財源は、26億6,405万円(42.2%)に過ぎない。その一般財源のかなり多くの部分を、基地関係収入が占めている。その内訳は、(1)国有施設助成交付金(基地交付金)、(2)米軍施設

に対する調整交付金、(3)町有地における基地関係の財産運用収入である。

自主財源の代表である地方税収入9億3,637万円は、歳入全体の14.8%に過ぎない。そのうち、町民税(個人分)が4億1,233万円(44.0%)と過半を占めている。これは、軍用地地主の個人所得の貢献部分が多い。町民税(法人分)は、7,614万円に過ぎない。これは、町域がせまく、経済活動が振るわないことを反映した数字である。町財政における自主財源の部分も、かなり多くを基地収入に頼っていることを示している。

固定資産税は、3億3,968万円(36.3%)が徴収されている。これには、軍用地のうちの私有地に対するものが、多くの割合を占めている。

嘉手納町「基地関係収入決算額の状況(平成5年度決算見込み額)」には、平成5年度に受けた交付金等の状況が示されている。

特定財源を用いる防衛施設周辺環境の整備に対しては、障害防止工事の助成(3条関係)3,823万円(嘉手納中学校講堂防音事業)が大きい割合を占めている。総事業費4,024万円のうち、約95%が防衛補助金でまかなわれている。特定防衛施設周辺整備調整交付金(9条関係)は、2億8,718億円を占めている。その内訳は、町道55号線改良舗装工事(用地購入)3,280万円(事業費の全額補助)等である。基地関係の補助金は、補助率が高いのが特徴である。

基地収入の根幹をなす一般財源として、(1)国有提供施設周辺整備調整交付金(基地交付金)が2億460万円、(2)施設等所在市町村調整交付金(調整交付金)が5億1,668万円に達している。(3)町有地における基地関係の財産運用収入が2億6,800万円を占めている。この三者の合計で、9億8,928万円と、一般財源の37%に達している²⁹⁾。

財産運用収入(基地関係)の状況(平成5年5月26日)には、嘉手納飛行場と弾薬庫の面積と賃貸料が示されている。嘉手納飛行場は、面積22万2,719m²、算定賃貸料(年額)1億1,440万円となっている。また、嘉手納弾薬庫の面積は86万4,850m²、算定賃貸料(年額)は、1億2,560億円となっている。基地関係賃貸料が、総計2億4,000万円にもものぼっていることが、示されている³⁰⁾。

Ⅲ. 基地財政の仕組み

(1) 基地収入の全体像

仲地博「軍事基地と自治体財政」には、沖縄県内市町村の基地収入の分析が

なされている。それによれば、基地関連財源は「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」（基地周辺整備法）に従って、以下の8種類に分類されている³¹⁾。

①障害防止工事の助成-----自衛隊や米軍の行為による障害を防止するために必要な工事費用の全部又は一部を国が補助。補助率は10分の10が原則である。河川改修、ダム関係、学校防音、排水路工事等について、実施されている。

②民生安定施設の助成-----基地の設置・運用により、周辺住民の生活や事業活動が阻害される場合、市町村がその障害の緩和のため、生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設の整備を行うとき、国がその費用の一部を補助するものである。学習等供用施設、養豚施設、漁業用施設、庁舎、公民館、図書館、公園等多岐にわたっている。基地容認政策としての性格が強く、「基地があれば利益がある」という状況をつくり出そうとする制度であると批判されている。

近年の沖縄県における市町村の財政力に不釣り合いなほどの一点豪華主義とも思えるような社会資本の著しい充実は、この制度によるところがかなり大きいものと思われる。

③特定防衛施設周辺整備交付金-----面積の広大な防衛施設や航空機の音響に起因する障害の著しい飛行場等、その施設の運用が周辺地域の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設の周辺の地域に対する環境整備のための国の交付金である。沖縄では18市町村が特定防衛施設関連市町村として指定されている。この交付金は、(1)交通施設及び通信施設、(2)スポーツまたはレクリエーション施設、(3)環境衛生施設、教育文化施設、(4)医療施設等の整備に当てられることになっている。交付額は、特定基地の面積、当該市町村基地に占める特定基地の割合・人口、特定基地の運用の態様等を基礎として算出される。基地交付金などのような財源補給的なものではなく、公共施設の整備のための特定財源である。「実際は、道路の舗装工事や排水路工事等に使われ、事実上一般財源化している」と指摘されている³²⁾。

財産運用収入-----市町村有地を貸し付け、その対価として賃貸料収入を受け取る場合である。基地として国に貸し付けられる場合も同様である。沖縄の軍用地の3分の1は市町村有地であり、その賃貸料は自治体

財政に大きな影響を与えている。

- ④施設区域取得等事務委託金-----基地関係業務は多岐にわたり本来の行政外の出費を生じる場合があるので、それを償うためのものである。防衛庁予算の(項)提供施設運営関連費から支出される。
- ⑤財産運用収入-----市町村有地を貸し付け、その対価として賃貸料を受け取る場合に得られる。沖縄の軍用地のうち3分の1は市町村有地であり、その賃貸料は、自治体財政に大きな影響を与えている。
- ⑥助成交付金(基地交付金)-----国が、基地として使用している国有の固定資産(土地・建物)が所在する市町村に対して交付するものである(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律1項)。これは、国有の固定資産で米軍や自衛隊が使用するものに対して、市町村が課税できないことに配慮して交付されるものである。それにとどまらず、「駐留軍等がいることによる特別の財政需要、住民感情等を勘案」して、政策的な配慮から交付されるものである。

交付額は、総額の100分の75を固定資産税の価額に従ってあん分し、100分の25を「特に必要があると認める市町村に対して自治大臣が配分」(施行令3条2項)するものである。

交付金の交付額は、沖縄県内市町村計で対象資産の0.8%である。固定資産税相当額1.4%よりかなり低く算定されているという指摘もなされている。

「固定資産税の代替的なものであれば、基準財政収入額に算入されるのが筋であるが、算入されていないことに留意する必要がある。これは、後に述べる調整交付金でも同様である」と分析されている³³⁾。

- ⑦調整交付金-----米軍所有の固定資産に対する固定資産税に代わるものとして交付されるものであ(施設等所在市町村調整交付金交付要綱3条参照)。

調整交付金の交付額は、自治大臣が、総額3分の2を米軍資産の価格を基礎として配分し、3分の1を「市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況を考慮して」配分している(要綱4条)。調整交付金は、佐藤首相の特命で復帰直前の1970年に新設されたものである。全国の米軍基地(専用施設)の75%は沖縄に集中しているため、調整交付金の総額の70%が沖縄県内市町村に交付されている。

⑧特別交付税-----地方交付税の普通交付税に算入されない特別の財政需要に対して、財源不足額を交付するものである。特別交付税の算定事項の中に、「防衛施設周辺の整備事業に要する経費があること」とある。その算定方法は、基地周辺整備法による障害防止工事と民生安定施設の整備事業に要する経費のうち、当該市町村が負担すべき額の半分となっている（特別交付税に関する省令2条、3条）。

仲地博教授は、以上の小括として、「基地関連財源のうち、-----代替的性格をもつものとしては、助成交付金、調整交付金があり、補償的性格をもつものとして障害防止工事の助成、特定防衛施設周辺整備調整交付金、施設区域取得等事務委託金があり、政策的性質をもつものとして、民生安定施設助成、特別地方交付税がある」と分析している³⁴⁾。

(2) 基地周辺環境整備事業——補償的性格をもつ特定財源——

昭和41年7月に制定された「防衛施設周辺の整備等に関する法律」及びそれを強化した昭和49年6月の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づいて、基地周辺住民の生活環境の安定と福祉の向上のための対策が講じられている³⁵⁾。

同法は、主に次の内容から成り立っている。

1. 障害防止工事の助成（第3条）
2. 飛行場等周辺の生活環境の整備（第4条～第7条）
 - (1) 第1種区域に所在する住宅についての防音工事の助成
 - (2) 第2種区域内の移転等の希望者に対し、移転の補償、土地の買上げ
 - (3) 第3種区域内に所在する土地について、緑地帯、緩衝帯として整備
3. 民生安定施設の助成（第8条）
4. 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第9条）
5. 損失補填（第13条～第18条）
6. その他（第10条、第11条等）

① 障害防止工事の助成（第3条）

障害防止工事の助成とは、地方公共団体が基地の障害を防止するための工事を行う場合、工事を行う費用を原則的に国が全額補助する制度である。昭和47年の嘉手納中学校防音工事を皮切りにして、以後、嘉手納小学校の改築防音工

事等が行われている³⁶⁾。

② 住宅防音工事の助成(第4条)

住宅防音工事は、基地周辺の住居対策として、昭和49年基地周辺整備法の制定の際に、新たに採り入れられた周辺対策である。第1種区域で住宅防音のために必要な工事を国の仕様によって行った場合、国から100%(最高限度額)の費用助成を受けられる制度である。嘉手納町では、昭和50年から住宅防音工事が開始されている。現在では3,516戸(平成元年度末)が整備され、進捗率は91%となっている。

③ 民生安定施設の助成(第8条)

民生安定施設の助成は、防衛施設による周辺住民の生活又は事業活動の障害に対する対策である。地方公共団体が障害の緩和に資する生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備を行う場合、国が地方公共団体にその費用の一部を補助する制度である。

嘉手納町では、公共施設のほとんどがこの助成を受け、役場庁舎、町民会館、学習等供用施設(公民館、児童館)、農民研修センター、商工業研修施設、消防車、環境美化センター、総合福祉センター、及び公園、町道の整備が行われている³⁷⁾。

④ 特定防衛施設周辺整備調整交付金(第9条)

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が離発着する飛行場、砲撃や射爆撃が行なわれる演習場などが周辺地域の環境や開発に及ぼす影響に配慮した制度である。このような事情にある市町村が生活環境の整備の一環として行う公共用施設の整備(交通施設、教育文化施設、社会福祉施設など)に充てる費用に対して国が交付する交付金である。

第3表 9条交付金(周辺整備特定財源)一覧表

(単位:千円)

昭和59年以前	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	合計
2,015,120	271,164	269,421	271,013	277,551	277,800	3,382,069

(注) 嘉手納町役場『嘉手納町と基地(平成3年3月)』109ページによる

なおこの交付金は、自治省が固定資産税に代わる財源補填措置として交付し、一般財源として使用できる「基地交付金」、「調整交付金」とは性格が異なっている。特定の公共施設の整備のために使用されることになっている。すなわち、用途を特定した交付金である。

しかし、比較的広範囲に適用される特徴を持ち、公共施設の整備拡充に大いに役立っている。この交付金の額は、防衛施設の面積、運用の態様、関連市町村の人口等を基礎として、算定・交付されている。

嘉手納町で公的施設を中心とした社会資本が立派に整備されている理由の一つは、これらの交付金によるところが大きい。嘉手納町を訪れて気がつくことは、町役場や町民会館等の町営施設が、立派に整備されていることである。基地を除いた街の規模が小さいこともあり、土地を多く使わない一点豪華主義の施設の充実が中心的課題にならざるをえない面もある。もちろん、施設の拡充によって基地の被害が相殺されるとは考えられない。

(3) 基地交付金と調整交付金——税収の代替的性格をもつ一般財源——

嘉手納基地（飛行場、弾薬庫地区、陸軍貯油施設）は、北は森林地帯の丘陵地から南は平坦地の大部分を専有し、地域振興上きわめて重要な位置を占めている。都市計画・まちづくりを推進するうえでも障害となっているだけでなく、固定資産税等の町税の歳入にとっての制約など、財政面にもかなりの影響を及ぼしている。

第4表 交付金額一覧表

(単位：千円)

交付金名	59年度以前	昭和60年	61年	62年	63年	平成元年	合計
国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)	1,502,871	205,480	184,932	184,932	184,932	188,631	2,451,778
施設等所在市町村調整交付金(調整交付金)	4,617,652	464,127	466,127	466,127	469,577	494,195	6,977,805
計	6,120,523	669,607	651,059	651,059	654,509	682,826	9,429,583

(注) 嘉手納町役場『嘉手納町と基地(平成3年3月)』126ページによる

国では、このような損失を補うため、昭和32年から「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」を施行している。米軍提供施設内にある国有の

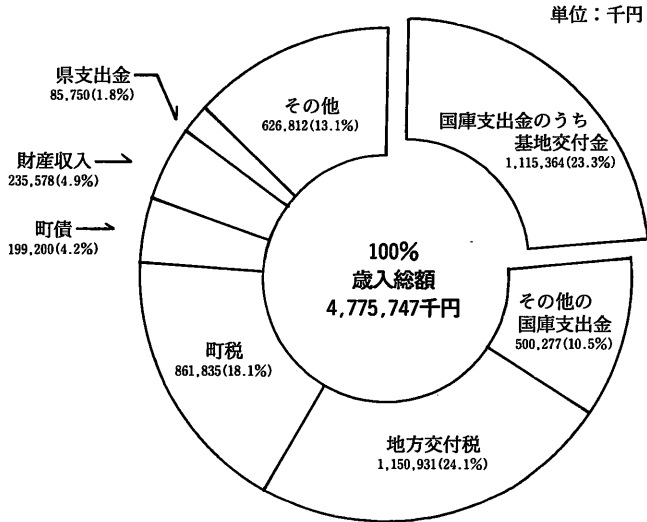
固定資産及び自衛隊が使用する飛行場等を対象に、毎年度、国の予算の範囲内で、基地所在市町村の財政状況を考慮して、基地交付金を交付している。

他方、米軍所有資産は、この基地交付金対象資産から除外されている。これを補うため、昭和45年に、「施設等所在市町村調整交付金要綱」が定められた。米軍資産に係る税制上の特例措置によって市町村がうける税財政上の影響を考慮して、調整交付金が交付されている。嘉手納町における基地交付金、調整交付金は、昭和47年から交付されている。

①基地交付金-----固定資産税代替措置(国所有の米軍・自衛隊使用資産)

基地交付金は、「国有提供資産等所在市町村助成交付金に関する法律」(昭和32年)により、国が所有する固定資産のうち、米軍や自衛隊に使用されている固定資産の台帳価格に応じて、基地所在市町村に交付されている。市町村が米軍等の使用する資産に対しては固定資産税を課することができないことを考慮して、固定資産税に代わる財源補填の性格をもつ制度として導入された。

第2図 嘉手納町歳入に占める基地交付金の割合(平成元年度決算)



(注) 嘉手納町役場『嘉手納町と基地(平成3年3月)』124ページ

毎年度予算で定められる金額の範囲内で交付されている。交付金の額は、次の金額の合算額となっている。

- ア．基地交付金の総額の100分の75に相当する額を各市町村に所在する対象資産の価格の合計額にあん分した額
- イ．基地交付金の総額の100分の25に相当する額を対象資産の種類及び用途、市町村の財政状況等を考慮して、特に必要があると認める市町村に対して、自治大臣が配分する額³⁹⁾。

基地交付金は、昭和32年から交付されている。①行政協定に基づいてアメリカ軍が使用している飛行場、演習場等の固定資産、②自衛隊が使用する演習場及び飛行場の固定資産(昭和34年から弾薬庫及び燃料庫の土地、建物、及び工作物が追加)について、交付される。これは、現に固定資産税を課されているものとの均衡を図るという趣旨と、飛行場や演習場の土地のように市町村の区域内に広大な面積を専有し、固定資産税が入らないのに基地が存在するために特別の財政需要があることに配慮した制度である³⁹⁾。

② 基地交付金の問題点

国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)は、固定資産税の代替的性格を有する財政補填措置として、施設等所在市町村に交付されている。嘉手納町に対する基地交付金は、昭和47年から平成元年までに、総額24億5千万円にのぼっている。

近年の交付額をみると、昭和60年度をピークに、年々減少傾向にある。昭和60年から平成元年までの5年間の交付金は、マイナス8.2%と減少している。これは、嘉手納町に占める嘉手納町基地の面積の大部分が滑走路であるために、他の施設等所在市町村に比して、新たな資産価格の伸びる余地が少ないことが、要因となっている。

「基地交付金が国有財産台帳価格に基づくものとはいえ、飛行機の心臓部ともいえる広大な滑走路を抱えるが故に街の発展を著しく阻害されているという嘉手納町の実情から、現在の交付額は必ずしも納得のいくものではない」と分析されている。基地交付金は、自衛隊及び米軍使用施設の飛行場、演習場、弾薬庫・燃料庫、その他に交付される。飛行場内であっても、管理棟や事務所等の施設に対しては交付されないことが、嘉手納町の算定を低くする要因となっている⁴⁰⁾。

③調整交付金-----固定資産税・住民税・電気税・ガス税代替措置(米軍取得資産)

米軍資産に係る税制上の特例措置等により、市町村から受ける税財政上の影響を考慮して配分される。調整交付金は、立法措置によらず、「施設等所在市町村調整交付金要綱」(昭和45年11月6日自治省告示)により処置され、毎年度予算の範囲内で交付される。その額は、次の金額の合計額と定められている。

ア. 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を各市町村に所在する米軍資産の価格を基礎として、自治大臣があん分した額。

イ. 調整交付金の総額の3分の1に相当する額を米軍関係の非課税措置による影響、その他市町村の財政状況を考慮して自治大臣があん分した額⁴¹⁾。

調整交付金は、米軍資産と基地交付金対象資産との財政上の不均衡を配慮して、昭和45年度に、3億円の予算化によって創設されたものである。米軍資産は、行政協定に基づく地方税法の臨時特例に関する法律により、固定資産税のほか、住民税、電気税、ガス税の非課税措置による影響も受けている。調整交付金は、これらを考慮した財政補給金的性格をもつ交付金である⁴²⁾。

IV. 嘉手納町の軍用地地主と賃貸料

嘉手納町内の軍用地地主の数と賃料の町内への還元率を見ておきたい。平成4年10月現在の嘉手納飛行場の総地主数は、2,629名である。そのうち、町内に居住する地主数は1,319名、町外の不在地主が1,310名となっている。年間賃料は、61億5,300万円にのぼっている。町内の地主に支払われる年間賃料は30億8,700万円、町外の地主のそれは30億6,600万円となっている。年間賃料の約半分が町内に還元されていることになる。

同様に、嘉手納弾薬庫地区での軍用地地主数は73名である。町内の地主は36名、町外が37名となっている。年間賃料は9,300万円である。そのうち、町内の年間賃料は4,600万円、町外の年間賃料が4,700万円となっている。やはり、年間賃料の約半分が町内に還元されていることになる。

同様に、陸軍貯油施設での軍用地地主数は61名である。そのうち、町内の地主は35名、町外が26名となっている。年間賃料は1億700万円である。そのうち、町内の年間賃料は6,100万円、町外の年間賃料が4,600万円となっている。

以上の3か所を合計した総地主数は2,763名、総賃借料は63億5,300万円と

なっている。平均すると、一人あたり約 230 万円の賃料を受け取っている計算になる。町内の地主が総計で 1,390 名、それに支払われる賃料が 31 億 9,400 万円となっている。町外の地主が総計で 1,373 名、その賃料が 31 億 5,900 万円となっている⁴³⁾。

居住地主と不在地主の割合が半々であるため、年々の賃料の約半分が町外に流出しているのが現状である。

おわりに——軍事基地からリゾート基地へ——

極東最大の軍事基地を擁する嘉手納町では、広大な基地の存在のために、地方税を十分に徴収できない状態に置かれている。国が所有する固定資産のうち、米軍や自衛隊に使用されているものについては、基地交付金の交付という代替措置がとられている。しかし、嘉手納町の軍事基地のほとんどが滑走路であるため、家屋の評価額が低く設定されているという事情がある。

また、土地の算定価格が地域の都市的発展に対応していないために、固定資産税の資産評価額が向上する余地が少ないことが、問題である。軍事基地が存在せず、民需産業が立地していれば当然徴収されるはずの税収が得られていない状態が、続いている。

特定財源としての騒音対策等の補助金は、基地対策に貢献している。下水道の整備等の社会資本充実の面では、他の町村を大きく引き離している。これらは、基地の被害の大きさに対する見返りとしての財政措置である。一点豪華主義の公共建築物の数々が立ち並んでいるのも、現状である。しかし、基地の面積に比べて公共建築物の立地する土地が狭すぎて、バランスを欠く結果をもたらしている。これらの財政支援策は、町の発展にとって大きく役立っているというよりも、基地の存在を黙認させる効果を発揮している面が強い。

個人地主全体に対する年間 60 億円あまりにのぼる軍事基地の賃貸料収入についても、不在地主が多いため、嘉手納町に還流する部分は限られている。町内の居住地主の賃貸料収入にしても、基地の存在によって産業や商業の発展が阻害されている嘉手納町では、そのまま町の経済に循環する部分は少ないものと思われる。

現状では、嘉手納基地は、町の発展にとって大きな障害要因となって立ちふさがっている。嘉手納飛行場の航空機事故は、平成 3 年 3 月までに 13 回起きている。村民の死者 3 人、重軽傷者 24 人、住宅等の被害 368 件となっている。ま

た、油流出事故は19回を数えている。騒音被害も、昼夜をとわず多大なものとなっている⁴⁴⁾。

最近の米兵による女子小学生暴行事件以来、沖縄の基地縮小の声が急速に高まっている。米兵の身柄引渡しをスムーズに実現するための日米地位協定の見直しも課題となり、日米安保体制の根幹を揺るがす事態となっている⁴⁵⁾。

地方自治の掛け声ばかりが喧しいにもかかわらず、国からの機関委任事務が増えつづける昨今、「米軍用地強制使用手続きの代理署名」という悪名高い究極の機関委任事務を断固として拒否した太田昌秀沖縄県知事は、現代において地方自治に向けて歩みはじめた数少ない自治体の首長ということになるのであろうか。最近、国連で外務省の見解と真っ向から対立して核抑止力の正当性を否定して核廃絶を主張した広島・長崎両市長の動向とともに、全国的に注目されることとなっている。

これまで抑えられていた沖縄の基地整理統合問題が急速にクローズアップされる結果となった。もちろん一国の安全保障の課題は、長期的・多面的な視点で国家的見地から検討されるべき課題であり、本論文の課題ではない。

90年に日米合同委員会で返還に向けて調整することで合意しながら未解決のままになっているキャンプ・ハンセンの一部(東シナ海側)、嘉手納弾薬庫地区(国道58号東側部分)など10事案の解決が、日程にのぼりつつある。日米の協議機関の設置と10事案の解決が正式に決まったことは、画期的なことである。沖縄県民の要求が特に強い那覇港湾施設の返還などの「沖縄三事案」も、95年1月の日米首脳会談で取り上げられて以来、解決に向けた調整が本格化している⁴⁶⁾。

基地の縮小にもなって、地主の生活をどう補償するのかという課題も、現実のものとして浮かびあがっている。政府は、沖縄県内の米軍基地の返還を促進するため、返還後の地主に支払う補償金を拡充する方向での検討に入っている。基地用地の返還後に期限つきで国が地主に補償金を支払うことを決めた「沖縄駐留軍用地返還特別措置法」(軍転法)の一部改正案が浮上している。

平成7年5月に成立した「軍転法」では、国は基地用地の返還後、3年を超えない範囲内で地代相当額を地主に支払い、支払額の上限は一律年間1,000万円とすること等を定めている。政府は今後、補償金の支払い期限の延長や上限の上積を検討し、この法律を改正する方向にある⁴⁷⁾。

地主に対する短期間の補償のみでは、基地の縮小に対する地主の本当の賛成

を得ることは、容易ではない。基地の返還を軍用地地主の生活の犠牲なしに実現するためには、公共的な跡地利用についての明確な青写真が必要である。

近年、嘉手納町に近接した恩納村を中心にした北部地域が沖縄県のリゾート地域として、著しい発展を遂げている。このリゾートとしての沖縄の発展に配慮した軍事基地跡地利用計画が必要である。将来、軍事基地の縮小時代が訪れれば、関西国際空港の4倍の面積をもつ嘉手納空港をジャンボ機の離発着する民間空港として発展させることは、決して夢物語とは言えない。本土と北部リゾート地を結びリゾート直行便の離発着基地として平和利用する日が到来すれば、沖縄の発展はより確かな足取りをたどることになるであろう。

<注>

1. 嘉手納町役場『嘉手納町勢要覧』2ページ
2. 運輸省『数字でみる空港』1994年、145、152ページ
3. 嘉手納町役場『嘉手納町と基地』平成3年3月、19ページ
4. 嘉手納町役場『嘉手納町土地利用基本計画』平成5年7月、30ページ
5. 前掲『嘉手納町と基地』平成3年3月、38ページ
6. 前掲『新嘉手納町総合計画』38ページ
7. 前掲『嘉手納町と基地』平成3年3月、111～112ページ
8. 前掲『嘉手納町と基地』平成3年3月、117ページ
9. 前掲『嘉手納町と基地』平成3年3月、121ページ
10. 前掲『嘉手納町勢要覧』34ページ
11. 嘉手納町『嘉手納町ウォーターフロント開発基本構想』2ページ
12. 前掲『嘉手納町ウォーターフロント開発基本構想』3～6ページ
13. 沖縄県『財政事情』（平成3年12月15日公表）4～8ページ。
14. 前村昌健「沖縄県の産業振興と財政の課題」（百瀬恵夫編著『沖縄県の地域開発と産業振興』白桃書房211～214ページ）
15. 沖縄県企画開発部『沖縄県勢のあらまし』平成3年7月、78ページ。
16. 仲地博「軍事基地と自治体財政」（日本財政法学会編『地方自治と財務会計』117～125ページ）。
17. 石井啓雄「生存・労働条件としての土地所有と軍用地料」（駒沢大学経済学会『経済学論集』第15巻第3・4号、1984年2月発行）
18. 石井啓雄「土地問題——農地問題を中心として——」（日本農業法学会『農

法経研究44巻4号(1996年)

業法研究26(1991)』84～85ページ)

19. 前掲『第2次沖縄振興開発計画総点検報告書』57ページ。
20. 仲地博「軍事基地跡地利用の歴史・現状・課題」(太田昌秀教授退官記念論文集『沖縄を考える』1990年10月発行、413～414ページ)
21. 仲地博前掲論文、422ページ。
22. 宮本憲一「地域開発と復帰政策」(宮本憲一編『開発と自治の展望・沖縄』筑摩書房・講座地域開発と自治体3、1979年4月発行、26ページ)
23. 高良有政『自立の経済学・復帰と開発の政策読本』ロマン書房1ページ。
24. 『新嘉手納町総合計画』157～162ページ
25. 沖縄県総務部地方課『市町村決算状況調』平成2年度
26. 嘉手納町「基地関係収入決算額の状況(平成3年度決算見込み額)」
27. 嘉手納町「基地関係収入決算額の状況(平成5年度決算見込み額)」
28. 沖縄県総務部地方課『市町村決算状況調』平成2年度
29. 嘉手納町「基地関係収入決算額の状況(平成5年度決算見込み額)」
30. 嘉手納町「平成4年度土地賃貸料調書及び土地明細書」
31. 仲地博「軍事基地と自治体財政」117～126ページ
32. 仲地博前掲論文、122ページ
33. 仲地博前掲論文、124ページ
34. 仲地博前掲論文、125ページ
35. 前掲『嘉手納町と基地』平成3年3月、95～110ページ
36. 前掲『嘉手納町と基地』平成3年3月、95～96ページ
37. 前掲『嘉手納町と基地』平成3年3月、97～107ページ
38. 嘉手納町役場『嘉手納町と基地』平成3年3月、109～125ページ
39. 石原信雄監修『改訂地方財政小辞典』
40. 前掲『嘉手納町と基地』平成3年3月、126～127ページ
41. 前掲『嘉手納町と基地』平成3年3月、125～126ページ
42. 石原信雄監修『改訂地方財政小辞典』
43. 嘉手納町作成資料による
44. 『嘉手納町土地利用基本計画』30ページ
45. 『日経新聞』平成7年11月8日
46. 『日経新聞』平成7年11月2日
47. 『日経新聞』平成7年11月6日